

電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター運営委員会規程

平成26年 6月25日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター規程第8条第2項の規定に基づき、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) センターの業務計画に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの構成員に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、センターに副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月25日から施行する。
- 2 この規程の制定後最初に任命される第3条第1項第2号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。